

認定番号	01P-020-16
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	株式会社大林組
作業所名	熊本城工事事務所
作業所所在地	熊本市中央区本丸地内
工期(自)～(至)	2016.12.7～2021.3.18
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	教育・研究・文化施設
工事概要 (120字以内)	平成28年熊本地震で被災した熊本城天守閣の復旧、耐震補強及び石垣の復旧工事。また、熊本城飯田丸五階櫓の解体、保管および石垣の復旧工事

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること

※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

【冷暖房機器と暑さ対策】

■ 詰所内冷暖房機(天吊り型)



■ 詰所内冷暖房機(床置き型)



作業員休憩所(詰所)(4か所に分かれて設置)に合計8台の冷暖房機を設置している。

■ 事務所前通路の日よけネット



■ 工業扇を支給(合計10台)



事務所と詰所に向かう通路には夏場に日よけネットを設置し、空調の効いた休憩所から外気に出る際の急激な温度変化を緩和させた。また、瓦の選別作業場には日よけテントと遮光ネットを併用して設置した。さらに、業者ごとに工業扇を配布したことで、特に移動の少ない作業において暑さ指数を低減させることができた。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飢・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

【冷水器、製氷機の配備】



現場に3か所の冷水器を設置、また詰所に2台の製氷機を設置して平均60～80名の作業員に対して十分な配置としている。

【経口補水液と塩パック常備、ポカリスエット配置】



緊急用に経口補水液 OS-1 と塩パックを詰所と事務所に常備した。また、職長会への補助としてポカリスエットの粉末と携帯用タンクを要所に配置し、こまめな水分補給を可能とした。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

【大林組サイトウェア(現場全職員に無償支給)】



【冬ズボン・ジャケット】

裏側がソフトで着心地が良く、綿の長所(吸湿性)とポリエステル(高強度・撥水性)がある。



【シャツ】

綿の長所(吸湿性)とポリエステルの長所(高強度・撥水性)がある。



【空調服(大林組専用)】

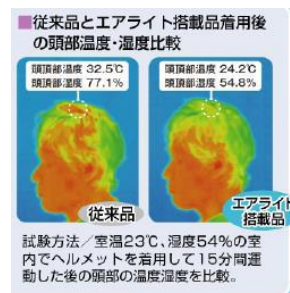
小型ファンにより屋外などエアコンの使用できない環境でも、外気温より3度程度体感温度を下げる効果がある。

【大林組ヘルメット(現場全職員に無償支給)】



内装材にエアライトを標準装備

ヘルメットの内装材に「エアライト」を採用。従来の発砲スチロール製の衝撃吸収材に比べ、通気性が向上し、「暑い」「蒸れる」といった欠点を解消。



オプション装備も充実

【協力会社への空調服の割引販売制度】

当社協力会社の技能者を対象に空調服の割引販売を実施。メーカー販売価格の約2割を補助して、割引価格で販売。

【熊本城の現場での装着状況】



後頭部のファン

「一度着用したら、手放せない」というのが作業員の感想である。



後頭部の遮熱施策

夏場の屋根上の作業を鑑み、瓦工事班に対して後頭部を保護する遮熱ネットを支給。

【審査項目④】《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

■施策(一)

【重機接触防止装置の取付】

- ・大林組の基本ルールとして、バックホウ及び移動式クレーンには重機接触防止装置を取り付けることとしている。



【注意喚起機器の使用】

- ・WBGT 温度計や玉掛け退避用警告装置を使用した。また、暑さ指数を表示板で現場への出口に掲示し、作業員に注意喚起を行った。

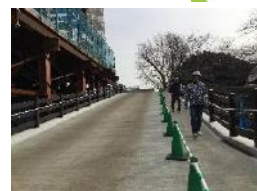


■施策(二)【構内通路に独自の交通ルールを導入し、標識を設置】

熊本市と協働して「熊本城復旧に関する安全協議会」を発足し、会長として熊本城内工事の調整に当たっている。

(右写真は協議会資料の抜粋)

行幸坂ルール（三叉路）



熊本城内での他工事と協議会を立ち上げ、トラブル防止のための独自の交通ルールを策定した。視察者を安全に案内するうえでも効果が上がっている。

■施策(三)【整理整頓】

異業種が少人数で作業に従事するため、資材置場の区画と表示を各業者が明示することで、共用エリアを侵害しないようにしている。また、業者ごとにシャッター倉庫を提供することで、現場内での工具や資材の紛失防止に寄与している。



【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

■施策(一)【鉄板敷きによる粉じん防止】



城内車両待機場



西側作業ヤード



東側作業ヤード

工事範囲のほとんどを敷き鉄板で保護し、粉塵の防止と共に地盤の養生、雨天時の作業性の向上に寄与している。また、外部からの視察者の通行に対しても、より安全に案内ができるようになっている。

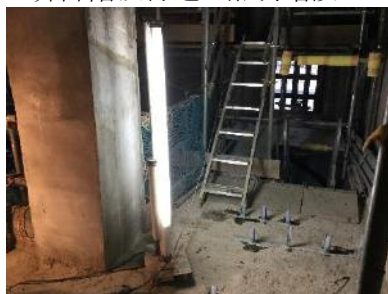
■施策(二)【集じん器の採用】



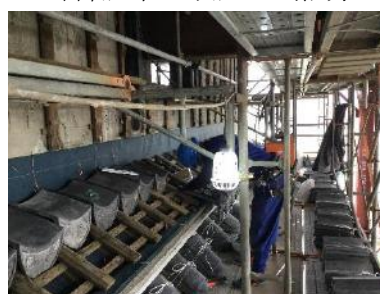
瓦工事は製品に誤差があり特殊な部位も多いため、どうしても現場加工が発生する。他業種に粉じん被害を及ぼさないために、瓦工事会社は集じん器を常備している。(現場全体で6台稼働)

■施策(三)【照明器具の増設】

昇降階段付近の照明増設



外部底下の小庇での照明



内部改修作業に際し移動型の蛍光灯を各階に複数配置し、作業に応じて移動しながら手元を明るくすることとした。日中の外部作業であっても、大庇の下の小庇作業にスズラン蛍光灯を設置することで、十分な照度が確保できている。

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

■施策（一）【IT端末の利用による労力軽減】

大林組ではiPad（セルラータイプ）を現場全職員に配布し、様々なアプリを活用し、生産性向上、省力化を図っている。

- ・各工種検査システム … 鉄筋、仕上げ、設備等、当社仕様の検査アプリを活用
- ・工事黒板カメラ … 工事黒板情報を電子データとして写真に埋込むことが可能
- ・是正指示システム … 現場パトロールなどでチェックした内容を記録し、是正指示書として帳票出力が可能
- ・eYACHO … 現場で利用している「野帳（レベルブック）」をiPadで利用、情報共有が可能
- ・ペーパーレス会議システム … PDFデータを会議資料としてiPadのみで会議することが可能
- ・Skype … 現場でもビデオ会議やチャットによる通信が可能



iPad 利用

■施策（二）【無人重機の採用】



崩落石垣の回収に際し、人力で作業しなければならないところを、無人重機操作システム（サロゲート）を導入した。これにより、作業効率の大幅な向上に役立った。

■施策（三）【ロボットスーツ（HAL）と小型不整地運搬車の導入】

石垣の回収工事では限られた狭い空間での作業を強いられる中、極力機械化を導入することで、労働者の負担を軽減している。石垣（栗石）の回収は中腰作業がほとんどで腰に負担がかかることからロボットスーツを、小運搬に対しては小型の不整地運搬車を使用した。

■腰装着型ロボットスーツ



■小型不整地運搬車

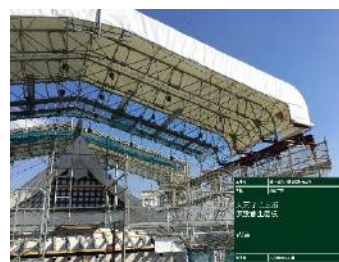


【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

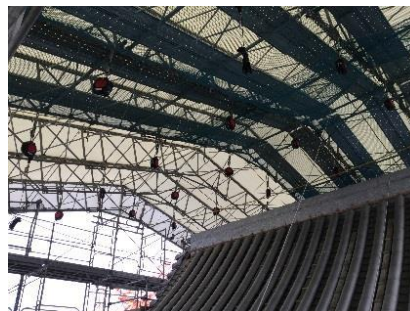
■施策(一)【作業空間の改善】

1段あたりの足場高さが1,800mmである次世代足場(ミレニューム等)を採用し、従来の枠組足場(H1700)に比べて高く広い作業空間を確保した。また、最上階には、全天候作業を可能にする仮設屋根を設置した。

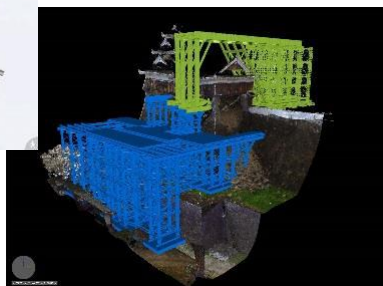
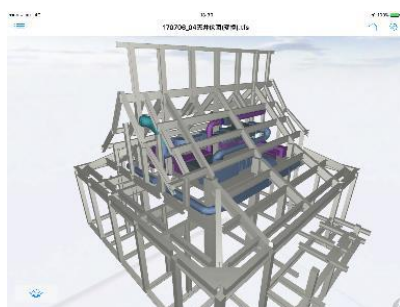


■施策(二)【競りあがった屋根上作業の恐怖感の低減】

城郭建築の屋根工事で大きく競りあがった形状に際し、仮設屋根に3m間隔で安全ブロック(リール式)を配置することで作業員の転落の恐怖感を低減することに寄与している。



■施策(三)【BIMによる見える化】



難しい納まりをBIMで検討することで、検討時間の短縮に貢献できている。また、被災変状した建物の点群データとBIMを合体させ、より精度の高い作業計画を立てることができおり、工事の手戻り防止、危険作業の回避に役立っている。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。



女子トイレ

男子トイレ

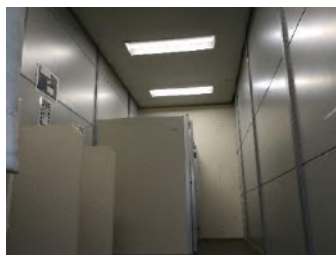


- ・入口にカーテンを設置して目隠し
- ・男子、女子トイレを明示している
- ・入口とブースで二重ロックに対応



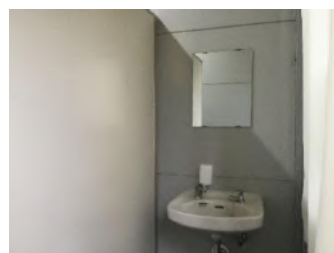
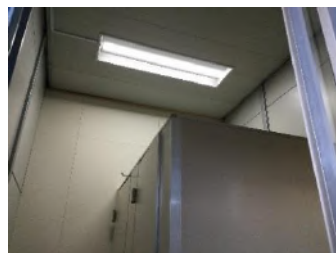
・男子トイレ

内部は大便秘器 3 台、小便器 3 台、ブースに洋服掛け、便座除菌クリーナーを設置している。



・女子トイレ

内部はブース2台、サニタリーボックス、便座除菌クリーナー、洋服掛けを設置している。



・男女共通

ブース上部に照明、鏡付洗面台、清掃用具を完備している。清掃は業者間で当番制とし、毎週月、水、金に床の水拭きまで徹底して清掃している。

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

■冷暖房完備の休憩所



現場の休憩室(詰所)では冷暖房設備を整え、快適な空調環境を維持することで作業員の体調管理を図っている。



■冷暖房完備の作業間調整打合せ



作業間調整打合せに使用する会議室も冷暖房設備を整え、快適な空間での作業指示や日報管理、また職長会活動などができるようになっている。

■加湿器・空気清浄器の設置



冬場の乾燥防止のため、休憩所(詰所)にも加湿器を設置し、咽喉の保護に役立てている。

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

■完全分煙の喫煙所の設置



受働喫煙を防止するため、完全分煙としている。ベンチ等も設置し、休憩・談笑できるスペースとして、作業員から好評を得ている。熊本城内は原則として決められた喫煙所以外は喫煙厳禁であり、外部から目立たないよう、且つ風通しの良い空間を確保した。



作業員が休憩所に入る部分に朝顔、きゅうり、ゴーヤ等のプランター菜園を作り、文字通り一服の清涼剤として気分転換を図った。

■プランター菜園の実施(きゅうり、ゴーヤ等)



【審査項目⑪】《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

【シャワー室】

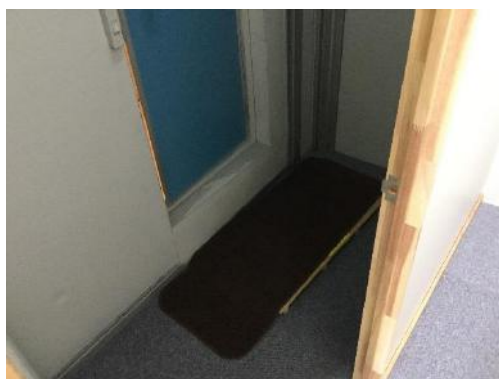
■入口二重扉



■エコキュートコントローラー



■足ふきマット



■シャワー室内部



シャワー室の扉は鍵付二重扉とし、脱衣スペース兼用とした。

シャワーユニットはタオル掛け、鏡、石鹸、シャンプー、ボディーブラシを設置している。

【審査項目⑫】《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

■施策(一)【温水手洗い】

冬場の漆喰の練り水に温水を使用



エコキュートを設置し、冬場の手洗いや給湯が手軽にできるようにした。高温で多量の供給が可能であり、水を扱う左官工の作業条件が向上した。

■施策(二)【サテライト休憩所】



休憩所(詰所)と現場が離れているため、夏場の緊急事態(熱中症対策)や、ちょっとした休憩ができる冷暖房完備のサテライト休憩所を別途設置した。

■施策(三)【除菌ティッシュ、スプレースの配置】



非衛生的になりがちな休憩所(詰所)の机に除菌用にウェットティッシュを配備し、休憩後にこまめに机上进行拭くことができるようにしている。また、手の平除菌スプレーも配置している。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

■施策(一)【二輪置場】



自転車やバイクで通勤する作業員の利便性に配慮し、二輪専用の駐輪スペースを用意している。これによって、現場や休憩所の周辺が整然となり、外部からの来場者に対しても不快感を与えないようになった。

■施策(二)【自販機の設置】



熊本城の景観に配慮する為、自販機スペースをあえて囲っている。スペースとして区切っていることで自販機周りが汚れることも無くなっている。

■施策(三)【家電】



休憩所にはスチールラックを要所に設置し、冷蔵庫、電子レンジ、ポットなどが机上を占領することなく配置できている。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

■施策(四)【鍵付のロッカー(人数分)】



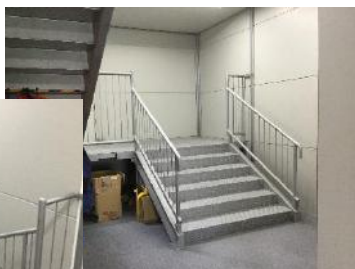
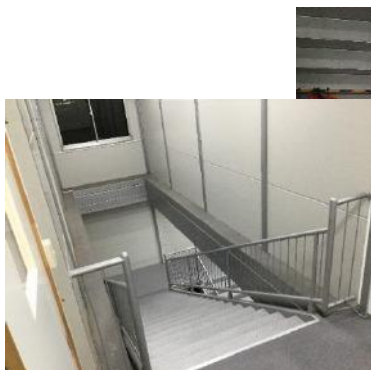
常時 90～100 名の作業員
全員分の鍵付ロッカーを設
置している。一人ひとつ
ずつのロッカーがあること
で、手荷物や工具を保管で
きている。

■施策(五)【移動販売業者の入場許可】



熊本城内という特殊な立地条件のため、
昼休みの時間帯だけ外部の移動販売業
者の入場を城内管理者と協議して許可を
いただき、作業員の昼食の利便性が向上
した。

■施策(六)【仮設事務所の屋内階段】



仮設建物の 2 階(事務所やシャワ
ー室、更衣室)への階段は内部階
段とした。これにより、職員、作業
員ともに天候にかかわらず快適な
アクセスが可能となっている。

【審査項目⑭】《社会保険や建退共への加入推進》
現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

■周知に用いた資料(ポスター等)



休憩所(詰所)には、各棟ごとに加入推進のポスターを掲示している。

■大林組における社会保険未加入の協力会社作業員への指導の基本ルール

- ・社会保険への適切な加入をしていない作業員の工事現場の入場を原則認めないこととしている。
- ・「社会保険未加入の協力会社、作業員への加入指導報告書」を協力会社から提出させることを基本としており、協力会社の現場乗り込み時もしくは毎月の安全衛生協議会開催時に提出を受けて、その都度指導している。

株式会社 大林組 管内

平成 年 月 日

・社会保険未加入の二次以下の協力会社
・社会保険未加入の作業員 への加入指導 報告書

本報告書は、二次以下の協力会社で社会保険未加入の企業がある場合、または作業員のうち社会保険未加入の者がいる場合に提出してください。
全ての二次以下の協力会社、全ての作業員が社会保険に加入または適用除外である場合には提出不要です。

工事名: _____

一次協力会社: _____ は、

加入日/適用期: 平成 年 月 末まで

加入員数/適用期は、今年度中とする。

次役	協力会社名 (社会保険加入済み・適用除外の協力会社を記入する必要はありません) (※ 各社の社会保険で「未加入」の立場にある作業員のみ記入してください。)	社会保険加入状況 (企業年金・組合員となるものも含めてください。) (作業員単位) それぞれの社会保険の未加入者数を記入してください。					
		雇用保険		健康保険		厚生年金保険	
一次	自社の作業員	未加入者	名	未加入者	名	未加入者	名
		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外	
		企業単位		企業単位		企業単位	
		作業員単位		作業員単位		作業員単位	
		未加入者	名	未加入者	名	未加入者	名
		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外	
		企業単位		企業単位		企業単位	
		作業員単位		作業員単位		作業員単位	
		未加入者	名	未加入者	名	未加入者	名
		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外	
		企業単位		企業単位		企業単位	
		作業員単位		作業員単位		作業員単位	

・事業主、一人親方等ではない労働者を雇用する事業所は、雇用保険の適用事業所に該当し、加入義務があります。
・法人事業所または常勤労働者が5人以上の個人事業所は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所に該当し、両保険への加入義務があります。
・(和)、健康保険適用除外事業を行っている場合は、適用除外として国民健康保険組合に加入することができます。
・適用事業所に雇用される作業員は、それぞれの社会保険に加入する必要があります。

加入指導報告書(雛形)

【審査項目⑮】《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

■ 建退共制度適用標識シールを掲示



■ 加入周知の為、休憩所の棟ごとにポスターを掲示



■ 加入周知の方法(大林組の基本ルール)

大林組では建退共制度の普及促進に向けて以下の取組みを行っている。

【実施事項】

・未加入協力会社事業主への加入指導

安全衛生協議会等において、建退共制度に未加入の協力会社事業主に対してパンフレット等を利用し加入を指導する。

・既加入協力会社事業主に対して制度の適正履行の推進を呼びかける。

・パンフレットの掲示

打合せスペースや詰所等にポスターを掲示し、建退共制度の周知を図る。

・「建退共適用事業主工事現場」標識(シール)の掲示

[参考]大林組では公共工事はもちろん民間工事についても請求があれば全て交付することとしている。

【審査項目⑯】《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

■目標数値

職員の時間外労働については80時間以下にするように指導している。特に若年職員に対しては、こまめな指導を行って短期間で効率の良い仕事を習得させるようにしている。また、職員の休日は4週8休を原則とする方針でシフト体制をとっている。

■目標達成のための施策

目標達成の為、3か月先までの出勤予定表をデータで管理し、当月分は事務所入口に掲示し、計画的に休みを取りやすいようにしている。また、半日代休を積極的に活用できるように、エクセル表にプルダウンで選択できるようにしている。

【時短推進ポスター】



【出勤予定表】

■職員平均時間外労働時間と月平均休日日数

【目標1】残業時間80時間以下とする(7.75時間/日の労働時間をベース)

平成28年12月(着工)～平成29年12月までの建築職員の平均残業時間65.5時間

【目標2】職員一人当たり、月平均8日の休日を取得する

平成28年12月(着工)～平成29年12月までの建築職員の月平均休日日数8.6日

上記2つの目標に対して達成率100%である。

【審査項目⑰】《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
平成28年 12月	6	8	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、25(日)、29(木)、30(金)、31(土)
平成29年 1月	7	8	1(日)～4(水)、8(日)、15(日)、22(日)、29(日)
2月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	5	5(日)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
4月	7	5	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、30(日)
5月	6	8	3(水)～7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	5	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	6	2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、23(日)、30(日)
8月	6	8	6(日)、12(土)～16(水)、20(日)、27(日)
9月	6	5	3(日)、10(日)、17(日)、18(月)、24(日)
10月	7	6	1(日)、7(土)、8(日)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	5	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、28(日)
12月	7	8	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、24(日)、29(金)～31(日)
平成30年 1月	6	8	1(月)～4(木)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)

上記「第2、4土曜日+日曜日の合計数89日」に対して、当現場の休業日数は89日となっており、長時間労働を是正する取り組みが具現化されている。

【審査項目⑱】《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

■施策(一)【心身を休ませる時間の確保】

あらかじめ「この日は絶対休める」という設定が若年職員には重要である。

- ①日曜日は絶対に作業しない。
- ②日曜日は作業しないことを所長が所内に宣言している。
- ③着工から13か月間で日曜日を休業としなかった日は0日（達成率100%）である。

■施策(二)

【有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備】

- ①役職に関係なく、一休日出勤に対して必ず年休または代休を取得する。
- ②出勤予定（休暇予定表）の作成と掲示
3か月先までの所属員の勤務予定表（休日出勤日及び休暇取得日）を作成し、共用サーバーで周知するとともに、当月分は掲示して周知している。
- ③中堅、若年職員が計画的な休みを遠慮せずに取得できている。

■施策(三)【早出当番の公平性確保】

早出当番を所長以下所内全員で廻すことで、所員として偏った長時間労働にならないようにしている。

- ①早出当番の全員分担（所長以下全員）
- ②2か月先までの早出当番表の掲示（予定がある場合は、個人間で調整し、若年職員であってもきちんと交代させている。
- ③現在までの早出当番分担達成率100%



【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

■安全体感教育の受講と、現場独自の体感教育の実施

大林組では安全(危機)意識を強く認識させる教育として「安全体感教育」を行っている。災害と同様の状況を疑似体験(視覚・聴覚・触覚等)することで自らの危険予知能力・安全意識を高めることでヒューマンエラー等による災害を防止することを目的とし、当社職員や協力会社の社員、技能者が受講している。

当社施設である大阪機械工場に常置の研修施設を設け、当社職員が講師となり研修を実施している(当現場においても2名が受講)

また、現場独自の体感教育として、「二丁掛安全带ぶら下がり」、「バックホウの運転席からの死角の体感」、「正しい玉掛けスリーポイントの実演と危険予知講習」等を定期的に行っている。

【二丁掛安全带ぶら下がり体感】



【運転席からの死角体感】



【正しい玉掛けスリーポイント実演】



【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

■施策(一)【安全表彰、安全標語コンテスト、ラジオ体操コンテスト】

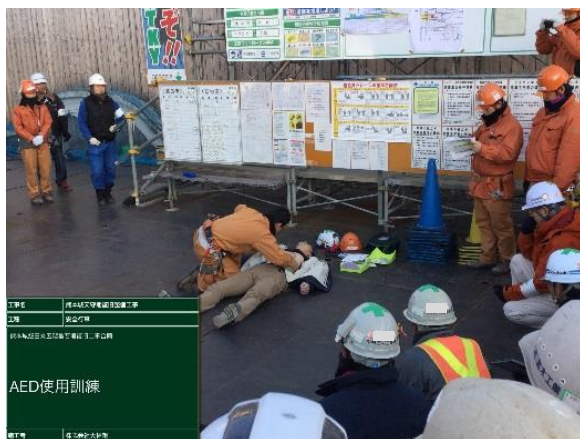


標語投票上位3作品を掲示中



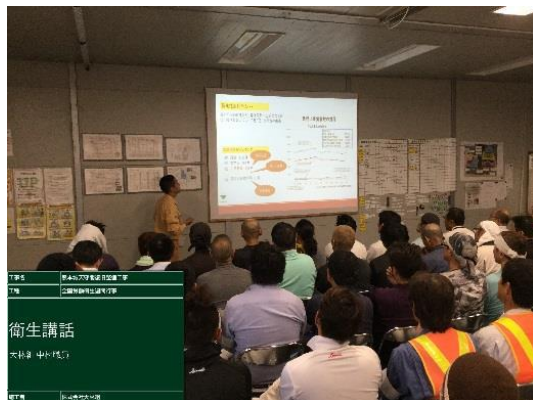
安全表彰、標語コンテスト、ラジオ体操によるストレッチコンテスト等、毎月の安全大会で表彰し、安全に対するモチベーションの向上を進めている。

■施策(二)【AED 使用訓練】



当現場の AED 使用訓練では、実際の使い方に近い状況を職員と作業員で実演(寸劇)を行い、見ている側の注意を最大限に引き付けることに役立てた。

■施策(三)【職業性疾病講習】



じん肺、振動障害、化学物質のリスクアセスメント等の職業性疾病に関する講習会を、新入職員が独自の資料を作成して発表した。これによって、職員自身も自己啓発されるのみならず、作業員も興味を持って受講することができた。

【審査項目②】《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

■施策(一)【報道公開】

熊本城の震災からの復興という、メディアに開かれた工事とするため、定期的な報道公開に全面的に協力し、建設業のイメージアップに貢献できている。



■施策(二)【足場養生のシースルー化】

熊本市民、県民に開かれた工事状況を作るという熊本市長の要望を重く受け止め、関連当局と協議して外周足場を透明性の高いネットで覆った。反響は至極良好である。



■施策(三)【熊本市主催のイベントへの出展】



熊本市が主催する熊本城復興イベントに模型と完成までのアニメを製作、熊本市最大の繁華街で展示を行った。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大 3	3
⑤	最大 3	3
⑥	最大 3	3
⑦	最大 3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 14

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大 3	3
⑬	最大 6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大 3	3
⑲	1	1
⑳	最大 3	3
㉑	最大 3	3

合計 Y: 26

総合計: 40

認定基準
32 ≧ 快適職場(プラチナ)
28 ≧ 快適職場

すべての要件を満たしたため、満点としました。